

**「第43回ぴあフィルムフェスティバル」
コンペティション部門「PFFアワード2021」
応募作品に対する取決（応募約款）**

一般社団法人PFFは、「第43回ぴあフィルムフェスティバル」（以下「PFF」といいます）コンペティション部門「PFFアワード2021」の募集を実施するにあたり、応募作品の著作権を保護するため、相互の信頼の下に下記の通り約款を定めます。

応募された作品について、一般社団法人PFFと製作者（作品の監督、その他作品について著作権上の権利を持つ全ての方をいいます）との間の権利関係は、この約款に従います。

1. 作品（ビデオ素材及びフィルム）の預託

入選作品のビデオ素材及びフィルムは、入選の発表から2028年10月末までの7年間を預託期間とし、預託期間中は一般社団法人PFFに無償で預けられ、その保管・管理を委ねるものとします。

2. 作品の広報使用

一般社団法人PFFは入選作品について、預託期間中に関わらず、PFFの広報活動のため、TV・新聞・雑誌・インターネット等の告知媒体に、作品およびスチール写真等その一部を無償で自由に使用できるものとします。

3. 預託期間中の作品利用権

預託期間中は、一般社団法人PFFが入選作品の利用権（劇場上映、非劇場上映、ビデオ・DVD化、テレビ放映～地上波・CS・BSなど全て～、インターネット上での配信等の諸権利の利用、海外映画祭出品、海外配給全般等）に関する窓口を独占的に管理するものとします。

この利用に際して、一般社団法人PFFが主催する関連イベント（PFFの地方開催、公募キャンペーン、イベント等）や海外映画祭出品以外での使用で利益が生じた場合には、一般社団法人PFFと製作者は各々50%ずつ分配します。

4. アーカイブへの収容

- (1) 入選作品は、作品保護の観点から、預託期間に関わらず、PFF入選作品の上映用素材及び作品データをPFFが保管するPFFアーカイブに所蔵します。
- (2) アーカイブとして、入選作品のコピー作成をする場合には、その費用を一般社団法人PFFが負担し、そのコピーデータ及びコピープリントの所有権は一般社団法人PFFに帰属するものとします。

5. 預託期間の延長

- (1) 預託期間終了一か月前となる2028年9月末日までに、製作者から何らかの意思表示がされない場合は、第1条に定める預託期間は延長するものとします。
- (2) 前項により預託期間が延長された場合は、本約款が引き続き適用されるものとします。
- (3) 1項により延長した預託期間を終了させる場合は、一般社団法人PFFと製作者間で協議の上、決定するものとします。

6. 事前通知の義務

預託期間中は、製作者が自己の入選作品を上映その他の目的で使用する場合には、事前に一般社団法人PFFに申し出るものとします。

7. 作品の展開確定

PFFの地方開催、PFF関連イベントでの上映・海外映画祭への出品等における作品展開を除き、預託期間中の入選作品の展開については製作者と一般社団法人PFFとの協議のもと進めるものとします。